

令和2年
2/1施行

ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

ガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを携行缶で購入される方に対し、

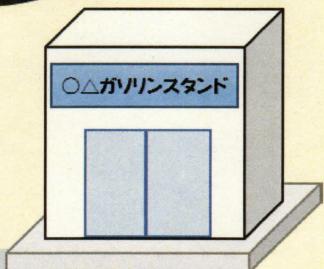
消防法で ① 本人確認（運転免許証の提示など）

② 使用目的の確認 を行うとともに、

販売記録を作成することが義務付けられています。

本人確認をさせ
ていただきます。

使用の目的は
なんですか？



⚠ ガソリンを取り扱うときの注意事項 ⚠



ガソリンは、灯油用ポリ容器
に入れることはできません!!

！噴出注意！

- ★周囲の安全を確認
- ★フタを開ける前に
①エンジン停止
- ②エア抜きをする
- ★高温の場所禁止

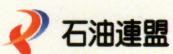
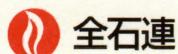
ガソリン携行缶に貼られている
注意事項に留意して取り扱って
ください!!



セルフスタンドにおいても、
ガソリン容器への詰替えは、
ガソリンスタンドの従業員が
行う必要があります!!



皆様のご理解とご協力をお願いいたします



本改正に関する詳しい情報は
<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/gasoline/>

